

医療機関等への協定締結にかかる 事前調査結果・協議状況等 (令和5年10月25日時点)

数値は、10月25日時点の数であり、今後、変動します。

目次

1 医療措置協定	
医療機関調査（事前調査）や個別協議の状況	P4～6
（1）病床確保	P7～11
（2）発熱外来	P12～14
（3）－1 自宅療養者への医療の提供	P15～17
（3）－2 宿泊療養者への医療の提供	P18～20
（3）－3 高齢者施設等への医療の提供	P21～23
（4）後方支援	P24～25
（5）人材派遣	P26～27
（6）個人防護具の備蓄	P28～29
2 検査措置協定	P30～31
3 宿泊施設確保措置協定	P32～33
（参考）大阪府感染症予防計画における数値目標について	P34

1 医療措置協定

医療機関調査（事前調査）や個別協議の状況

- ◆ 医療機関に対し、改正感染症法に基づく協定締結の意向（事前）調査を実施（R5.6.26～8.9）。
その後、一部医療機関と病床確保や発熱外来等、個別に協議を実施。3月末までに医療措置協定を締結予定。

【医療機関調査（事前調査）や個別協議の状況 流行初期（対応開始時期 発生公表後3か月程度）】（令和5年10月25日時点）

	協定協議を行う医療機関数 （※1）	流行初期（対応開始時期 発生公表後3か月程度）								
		病床確保		発熱外来	自宅療養者等への医療提供			後方支援		人材派遣
		重症 病床数 （機関数）	軽症中等症 病床数 （機関数）	発熱外来 対応機関数 （対応人数）	自宅療養者 への医療	宿泊療養者 への医療 （※2）	高齢者施設 等への医療	感染症患者 以外の患者の 受入	感染症から 回復後患者の 転院受入	派遣可能 機関
病院	456機関	259床 (42機関)	2,360床 (148機関)	280機関 (3,625人)	94機関	32機関	107機関	241機関	284機関	49機関
診療所	2,214機関	—	—	1,868機関 (17,065人)	1,280機関	476機関	639機関	—	—	—
保険薬局	3,007機関	—	—	—	2,946機関	2,670機関	2,741機関	—	—	—
訪問看護 事業所	818機関	—	—	—	712機関	334機関	549機関	—	—	—
計		259床 (42機関)	約2,360床 (148機関)	2,148機関 (20,690人)						
参考（※3） （新型コロナ発生1年後の2020年 冬の感染規模に対応できる体制）		240床 程度	1,370床 程度	2,000～ 2,500人/日 程度（試算）						

※1 事前調査において新興感染症に係る医療提供が可能と回答いただいた医療機関数等であり、流行初期期間経過後における医療提供に係る協定協議を行う医療機関を含む。
（意向（事前）調査における回答率（10月25日時点）

病院：100%（501/501） 診療所：55.2%（3,006/5,443） 保険薬局：76.2%（3,383/4,438） 訪問看護事業所：59.2%（1,106/1,867）

※2 宿泊療養者への医療提供が可能と回答した病院のうち、流行初期では、5病院が診療型宿泊療養施設においても医療提供可能と回答

※3 令和5年6月19日第1回大阪府感染症対策部会資料2-2より抜粋

障がい者施設への医療提供については、医療機関と協議中

医療機関調査（事前調査）や個別協議の状況

【医療機関調査（事前調査）や個別協議の状況 流行初期期間経過後（対応開始時期 発生公表後4か月程度から6か月程度以内）】（令和5年10月25日時点）

	協定協議を行う医療機関数 （※1）	流行初期期間経過後（対応開始時期 発生公表後4か月程度から6か月程度以内）								
		病床確保		発熱外来	自宅療養者等への医療提供			後方支援		人材派遣
		重症 病床数 （機関数）	軽症中等症 病床数 （機関数）	発熱外来 対応機関数 （対応人数）	自宅療養者 への医療	宿泊療養者 への医療 （※2）	高齢者施設 等への医療	感染症患者 以外の患者の 受入	感染症から 回復後患者の 転院受入	派遣可能 機関
病院	456機関	368床 (59機関)	3,943床 (254機関)	317機関 (4,709人)	104機関	33機関	113機関	252機関	317機関	51機関
診療所	2,214機関	—	5床 (5機関)	1,956機関 (22,011人)	1,270機関	476機関	617機関	—	—	—
保険薬局	3,007機関	—	—	—	3,002機関	2,710機関	2,770機関	—	—	—
訪問看護 事業所	818機関	—	—	—	770機関	360機関	604機関	—	—	—
計		368床 (59機関)	3,948床 (259機関)	2,273機関 (26,720人)						
参考（※3） （新型コロナ対応で確保した 最大値の体制）		580床 程度	4,250床 程度	3,000 機関程度	次ページに記載					

※1 事前調査において新興感染症に係る医療提供が可能と回答いただいた医療機関数等であり、流行初期における医療提供に係る協定協議を行う医療機関を含む。
（意向（事前）調査における回答率（10月25日時点）

病院：100%（501/501） 診療所：55.2%（3,006/5,443） 保険薬局：76.2%（3,383/4,438） 訪問看護事業所：59.2%（1,106/1,867）

※2 宿泊療養者への医療提供が可能と回答した病院のうち、流行初期期間経過後では、6病院が診療型宿泊療養施設においても医療提供可能と回答

※3 令和5年6月19日第1回大阪府感染症対策部会資料2-2より抜粋

障がい者施設への医療提供については、医療機関と協議中

【参考】新型コロナウイルス感染症 自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣の実績

内容	新型コロナでの実績（大阪府）
自宅療養者等への医療の提供及び健康観察	<ul style="list-style-type: none"> ○診療・検査医療機関のうち、自宅療養者等への診療を行う医療機関（R5.3.31時点） <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ診療実施医療機関……668機関 ・往診医療機関……181機関 ・経口治療薬の処方……471機関 ○抗体治療医療機関（外来）…192機関 ○オンライン診療機関……317機関 ○外来診療病院……82機関（R4.12時点） ○健康観察等を行う診療・検査医療機関：1,329機関（R4.9.25時点）
宿泊療養施設への医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊療養施設（最大41施設）で医療を提供した医療機関等 <ul style="list-style-type: none"> ・診療型宿泊療養施設を担当した医療機関……9 機関 ・宿泊療養施設を一括管理した医療機関……1 機関 ・オンライン診療センターで従事した医療団体……7 団体 ・宿泊療養者へ経口薬を調剤した薬局数……36 機関 ・宿泊療養施設での健康観察を実施した医療機関……4 機関（その他、看護協会に委託して実施）
高齢者施設等への医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・施設と連携したコロナ治療連携医療機関： <ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設等と連携する医療機関のうち、新型コロナ対応可能な医療機関 601医療機関（連携する医療機関総数1,161機関）（R5.1月時点）※施設数の約7割 ・往診協力医療機関：174医療機関（R5.5.8時点）
自宅療養者等のフォローを行う薬局	○経口治療薬対応薬局数 1,183機関（R5.3.31時点）
自宅療養者等のフォローを行う訪問看護事業所	○訪問看護ステーション協会に委託した健康観察（安否確認）事業を実施した訪問看護事業所：265事業所（R5.5.2時点）（大阪府訪問看護ステーション協会 会員施設数 983か所（R5.5.25時点） 「参考」大阪府訪問看護事業所数1,634か所（令和4年度 全国訪問看護事業協会調査）
後方支援（転院）	○退院基準到達患者を受け入れる後方支援医療機関：252病院（R5.3.31時点）
人材派遣	○協力医療機関数：30機関（うち県外への派遣にも協力する医療機関数：6 機関） <ul style="list-style-type: none"> ・派遣可能な医師数：140人（うち県外への派遣も可能な医師数：0人） ・派遣可能な看護師数：130人（うち県外への派遣も可能な看護師数：9人） ※上記のうち、県外への派遣に協力可能な6 機関、県外への派遣が可能な看護師数9人以外の人員は、「大阪コロナ重症センター」の運営のために確保した人員（協力医療機関数は一部重複あり）（R4.12時点）

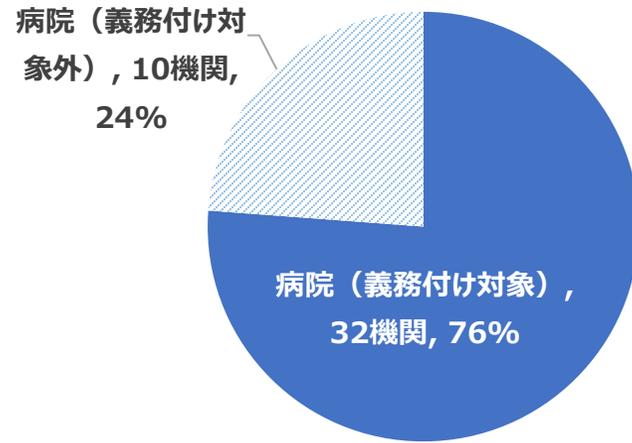
(1) 病床確保

◆ 確保可能と回答した医療機関のうち、重症病床については、公的医療機関等義務付け対象の病院が7～8割前後を占める。
 軽症中等症病床については、特に流行初期期間経過後において、義務付け対象の病院以外の民間医療機関も含め、広く確保。

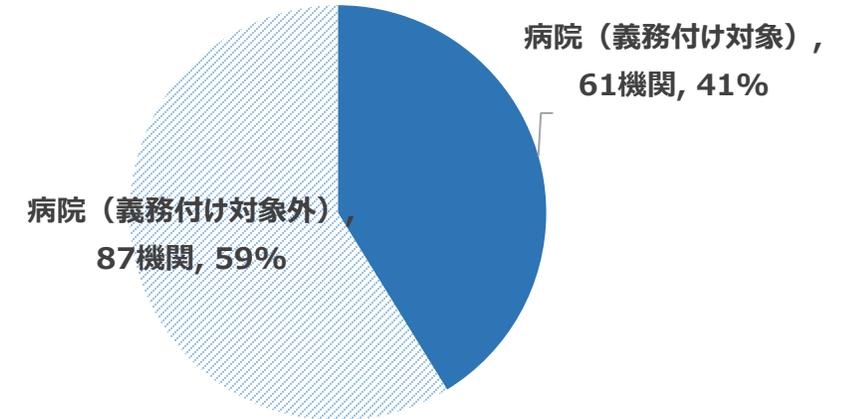
● 病床確保予定医療機関数（医療施設の類型別）

【流行初期】

重症病床確保医療機関（42機関）

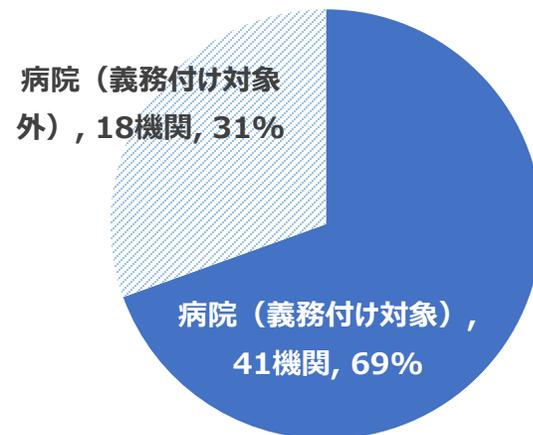


軽症中等症病床確保医療機関（148機関）

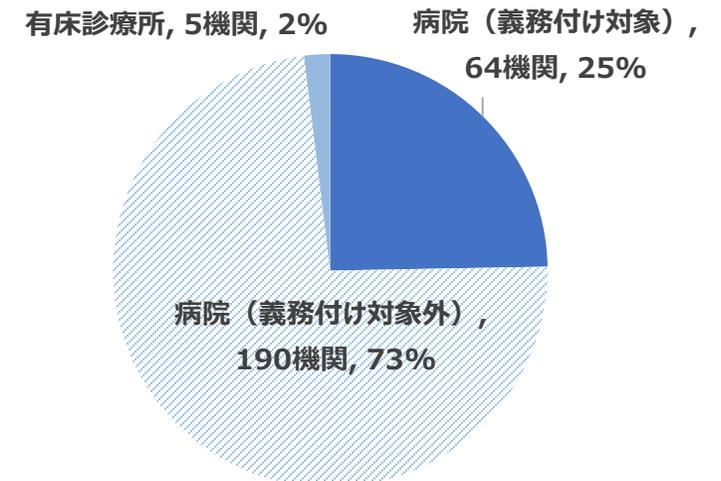


【流行初期期間経過後】

重症病床確保医療機関（59機関）



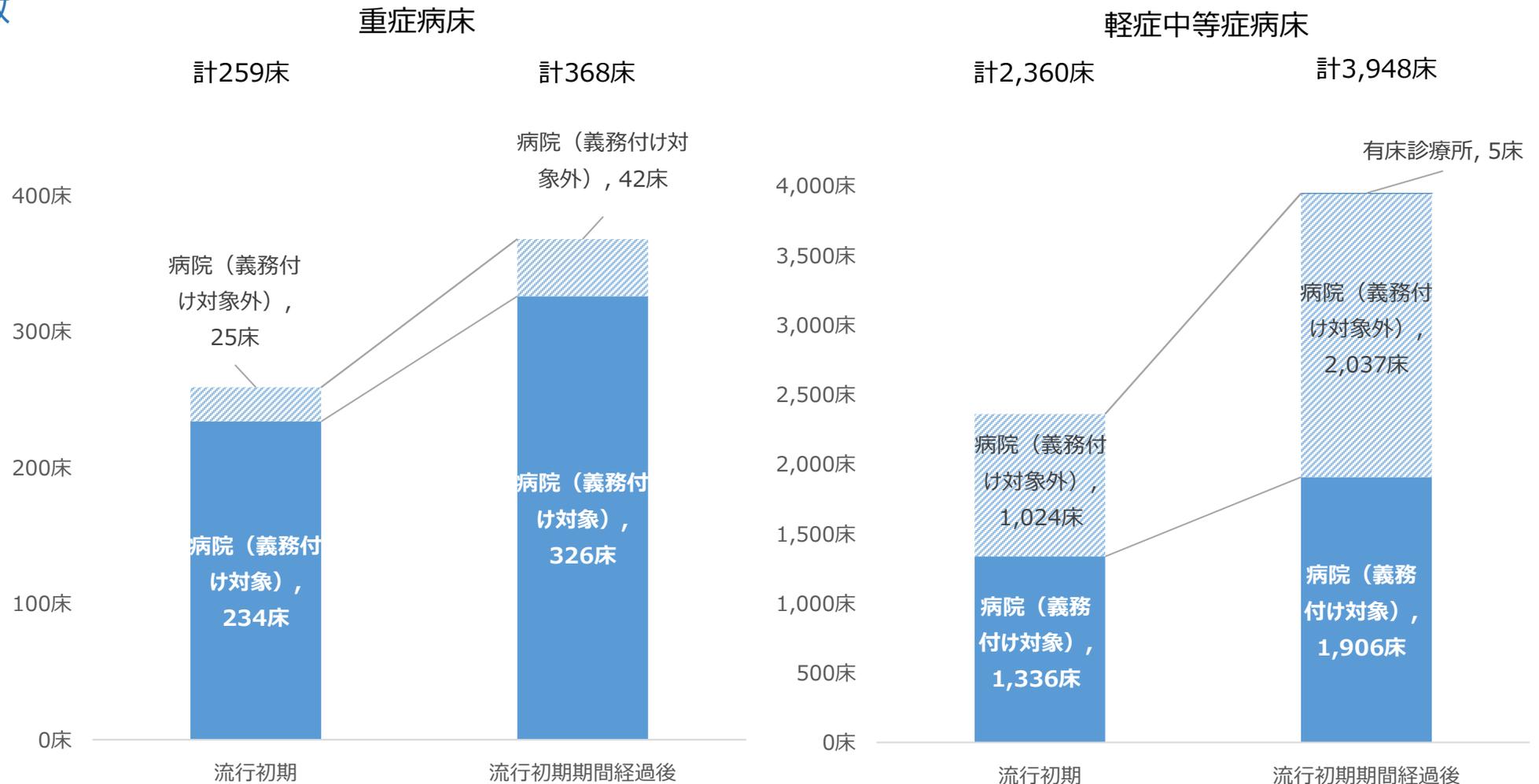
軽症中等症病床確保医療機関（259機関）



確保予定病床数(令和5年10月25日時点)

- ◆ 流行初期においては重症病床が259床、軽症中等症病床が2,360床と、当初の想定数を上回った。
 - ◆ 流行初期期間経過後は、重症病床が368床(新型コロナ第八波で運用したフェーズ2の病床数(230床※1)以上)、軽症中等症病床が3,948床(新型コロナ第八波のフェーズ5(緊急避難的確保病床を除く)(3,650床※1※2)以上)を確保予定。
- ※1 病床確保計画(令和4年12月8日改定)における病床数 ※2 重症病床がフェーズ3以下の場合の病床数
 (協定締結想定病床数(総数) 流行初期: 重症病床 240床程度、軽症中等症病床 1,370床程度
 初期期間経過後:重症病床 580床程度、軽症中等症病床 4,250床程度(R5.6.19第1回部会資料))

● 確保予定病床数



● 確保予定病床数のうち、患者特性別受入可能病床

	流行初期	流行初期期間経過後
確保予定病床数（重症病床）	259床	368床
うち、精神疾患を有する患者受入可能病床（重複可）	23床	33床
うち、妊産婦（出産可）の患者受入可能病床（重複可）	9床	13床
うち、妊産婦（出産不可）の患者受入可能病床（重複可）	2床	2床
うち、小児患者受入可能病床（重複可）	19床	21床
うち、透析患者受入可能病床（重複可）	34床	38床
確保予定病床数（軽症中等症病床）	2,360床	3,948床
うち、精神疾患を有する患者受入可能病床（重複可）	112床	198床
うち、妊産婦（出産可）の患者受入可能病床（重複可）	39床	54床
うち、妊産婦（出産不可）の患者受入可能病床（重複可）	29床	38床
うち、小児患者受入可能病床（重複可）	101床	156床
うち、透析患者受入可能病床（重複可）	96床	165床

医療協定等措置（病床確保）の基準

- ◆ 府知事は、感染症法上、流行初期のうち、入院対応に係る協定を締結した医療機関が、新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、新興感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ的確に構築するための措置（医療協定等措置）を講じたと認められる場合、当該医療機関（医療協定等措置の基準を満たす内容の協定を締結した医療機関に限る。）に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うこととされている。また、医療協定等措置の基準については、国の参酌基準を踏まえ、府において定めることとされている。
- ◆ 流行初期における確保予定病床数が国の参酌基準である30床を上回る医療機関は、26機関（計885床）、20～29床を確保する医療機関は、28機関（計609床）、10～19床を確保する医療機関は、102機関（計1,125床）であった。
- ◆ この結果等を踏まえ、府における医療協定等措置（病床確保）の基準は以下のとおりとし、規則により定める予定。

大阪府における医療協定等措置（病床確保）の基準

下線部は国の参酌基準と異なる基準

- ①措置の実施に係る知事の要請※¹があった日から起算して重症病床については7日以内、軽症中等症病床については14日以内※²に実施するものであること
- ※¹ 感染症指定医療機関（一般病床）から順次要請
 ※² 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、準備期間として必要な期間を設定
- ②措置を講ずるために確保する病床が一定数（下表）※³以上であること
- ※³ 医療機関の役割に応じた病床数を設定

医療機関	一定数
特定機能病院を除く公立※病院 ※ 開設者…大阪府・市町村（地独を含む）、(独)地域医療機能推進機構、(独)国立病院機構、(独)労働者健康安全機構	30床 (一般病床の許可病床数が300床未満の場合、当該許可病床数の10%)
上記を除く公的医療機関等（一般病床の許可病床数100床以上）及びがん等の特定の領域に対応する病院を除く特定機能病院	20床
上記を除く地域医療支援病院その他流行初期に入院を担当する医療機関	10床

- ③後方支援（感染症患者以外の患者の受入）に係る医療措置協定を締結した医療機関等と必要な連携を行うことその他病床確保に掲げる措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること

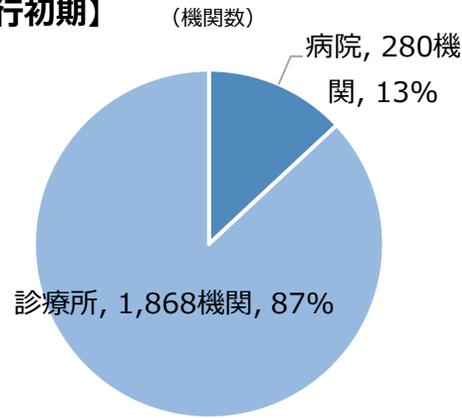
(2) 発熱外来

◆ 発熱外来の対応が可能と回答のあった医療機関数は、流行初期で2,148機関、対応可能患者数は20,690人で、当初の想定数を上回っている。流行初期期間経過後は、2,273機関で当初想定数よりはやや下回るが、対応可能患者数は26,720人と一定数対応。

<参考> 想定外来数（総数） 【流行初期】 2,000～2,500人/日の疑い患者に対応できる機関数 【流行初期期間経過後】 約3,000機関（R5.6.19第1回部会資料）

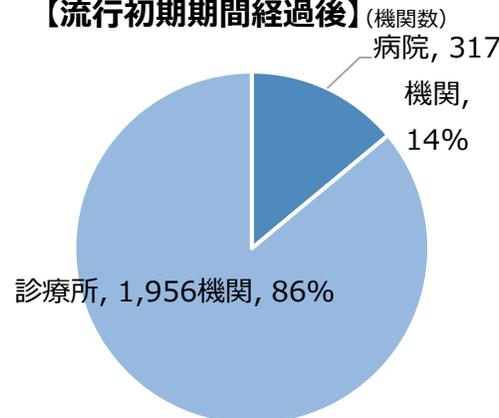
● 発熱外来対応可能医療機関数（医療施設の類型別）

【流行初期】



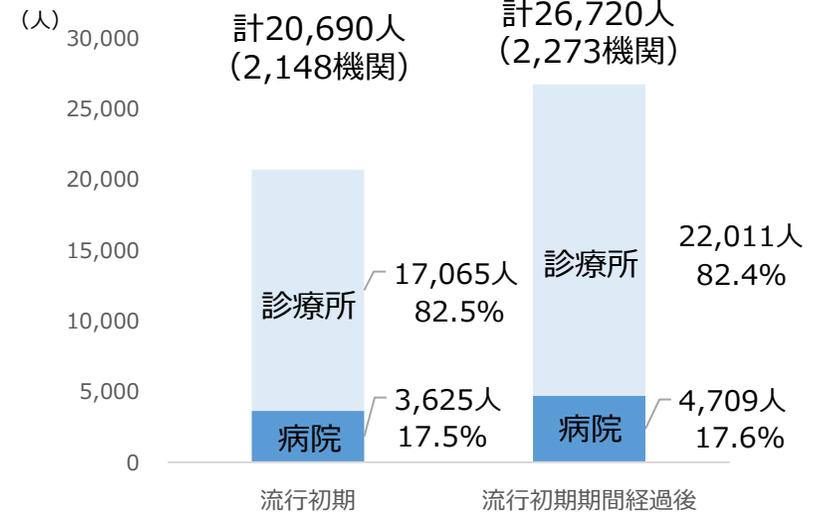
計2,148機関

【流行初期期間経過後】



計2,273機関

● 発熱外来患者数（1日当たり）

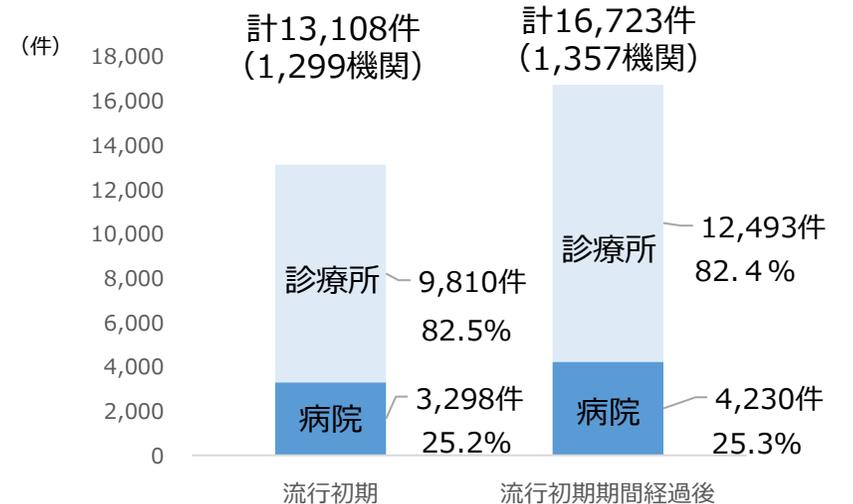


● 対応可能な医療機関のうち、かかりつけ患者以外の受入可否等

単位：機関数

		流行初期		流行初期期間経過後	
		病院	診療所	病院	診療所
かかりつけ患者以外の受入可否	可能	—	—	251	1,619
	不可	—	—	66	337
小児の受入可否	可能	70	842	75	872
	不可	210	1,026	242	1,084

● 検査（核酸検出検査）数（1日当たり）



医療協定等措置（発熱外来）の基準

- ◆ 府知事は、感染症法上、流行初期のうち、発熱外来に係る協定を締結した医療機関が、新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、新興感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ的確に構築するための措置（医療協定等措置）を講じたと認められる場合、当該医療機関（医療協定等措置の基準を満たす内容の協定を締結した医療機関に限る。）に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うこととされている。また、医療協定等措置の基準については、国の参酌基準を踏まえ、府において定めることとされている。
- ◆ 流行初期における1日当たりの発熱患者対応可能人数について、国の参酌基準である20人以上である医療機関は、病院で104機関、2,453人、診療所（5人以上）で1,344機関、15,620人であった。
- ◆ この結果を踏まえ、府における医療協定等措置（発熱外来）の基準は以下のとおりとし、規則により定める予定。
（国との協議により、基準を再検討する可能性あり）

【大阪府における医療協定等措置（発熱外来）の基準】

下線部は国の参酌基準と異なる基準

- ①措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して**7日以内**に実施するものであること
- ②公的医療機関等の医療の提供の義務に係る通知又は医療措置協定に基づき、
1日あたり病院で20人以上、診療所で5人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること

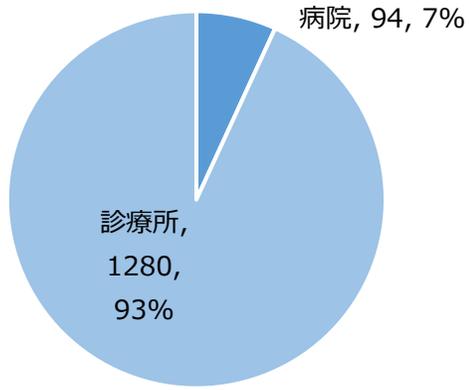
(3) - 1 自宅療養者への医療の提供

◆ 流行初期、流行初期期間経過後ともに1,374機関が自宅療養者への医療提供が可能。9割以上は診療所。約6割が、かかりつけ患者以外の対応が可能と回答。

● 自宅療養者への医療提供可能医療機関数（医療施設の類型別）

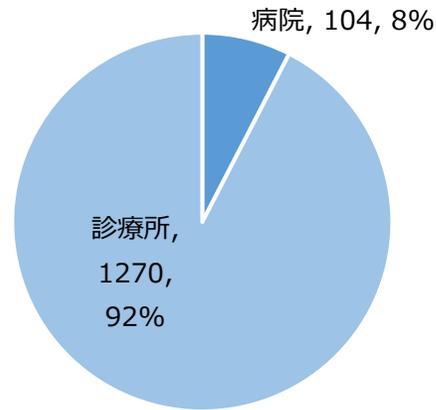
（機関数）

【流行初期】



計1,374機関

【流行初期期間経過後】

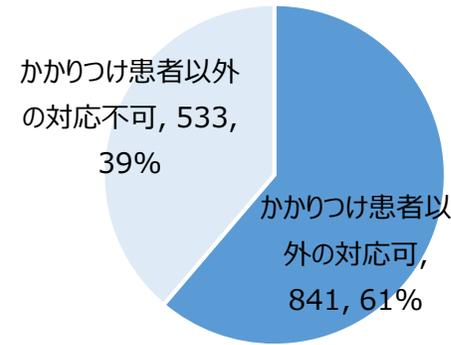


計1,374機関

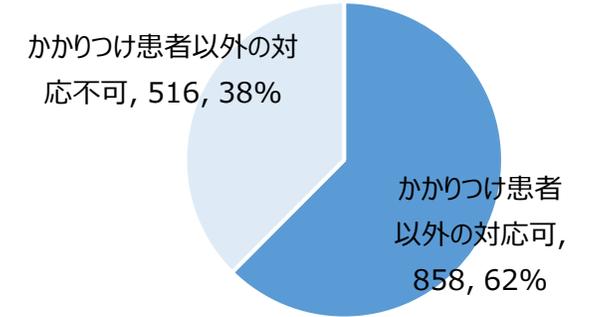
● 自宅療養者への医療提供可能医療機関数（かかりつけ患者以外の対応可否）

（機関数）

【流行初期】



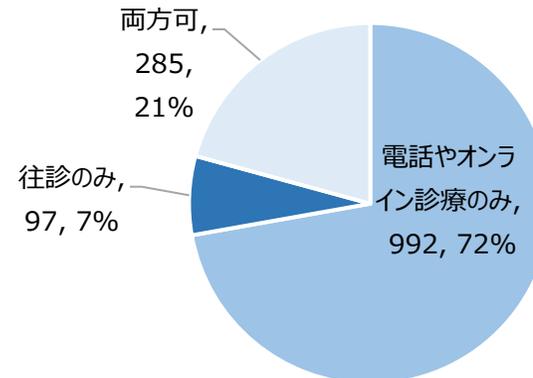
【流行初期期間経過後】



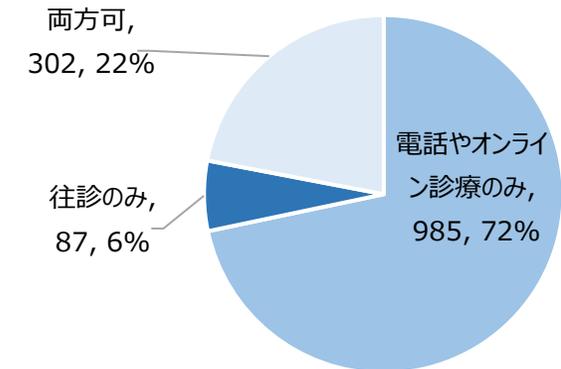
● 自宅療養者への医療提供可能医療機関数（対応内容別）

（機関数）

【流行初期】



【流行初期期間経過後】



- ◆ 流行初期では712事業所、流行初期期間経過後では770事業所が自宅療養者への訪問看護が可能。
- ◆ 流行初期では2,946薬局、流行初期期間経過後では3,002薬局が自宅療養者への服薬指導が可能。

● 自宅療養者への訪問看護可能事業所数

流行初期	流行初期期間経過後
712機関	770機関

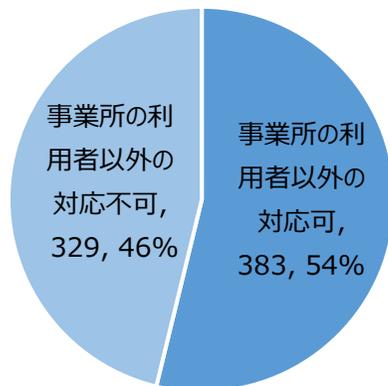
● 自宅療養者への服薬指導の可能薬局数

流行初期	流行初期期間経過後
2,946薬局	3,002薬局

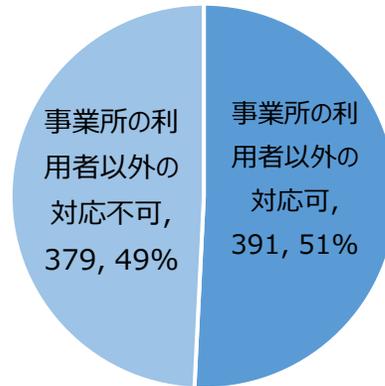
● 自宅療養者への訪問看護可能事業所数（事業所利用者以外に対応可否）

（機関数）

【流行初期】



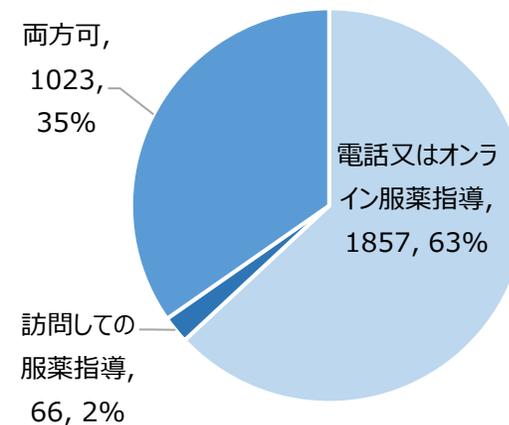
【流行初期期間経過後】



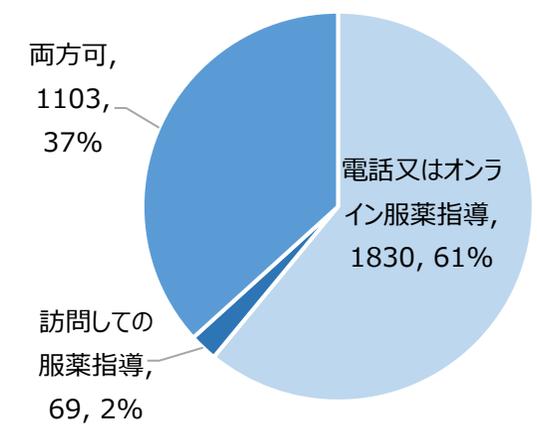
● 自宅療養者への服薬指導の可能薬局数（対応内容別）

（薬局数）

【流行初期】



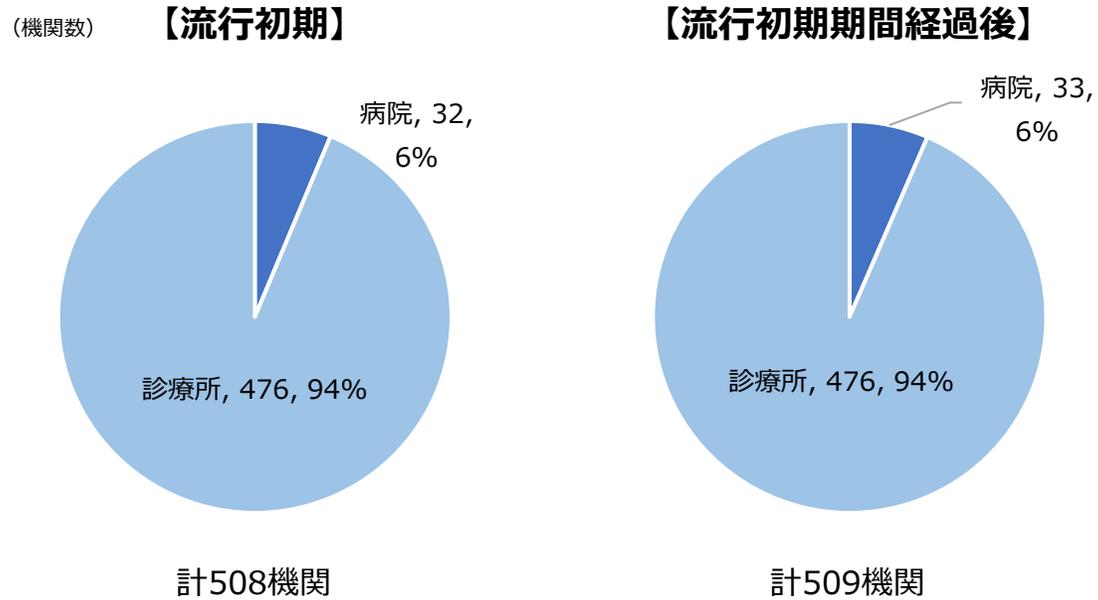
【流行初期期間経過後】



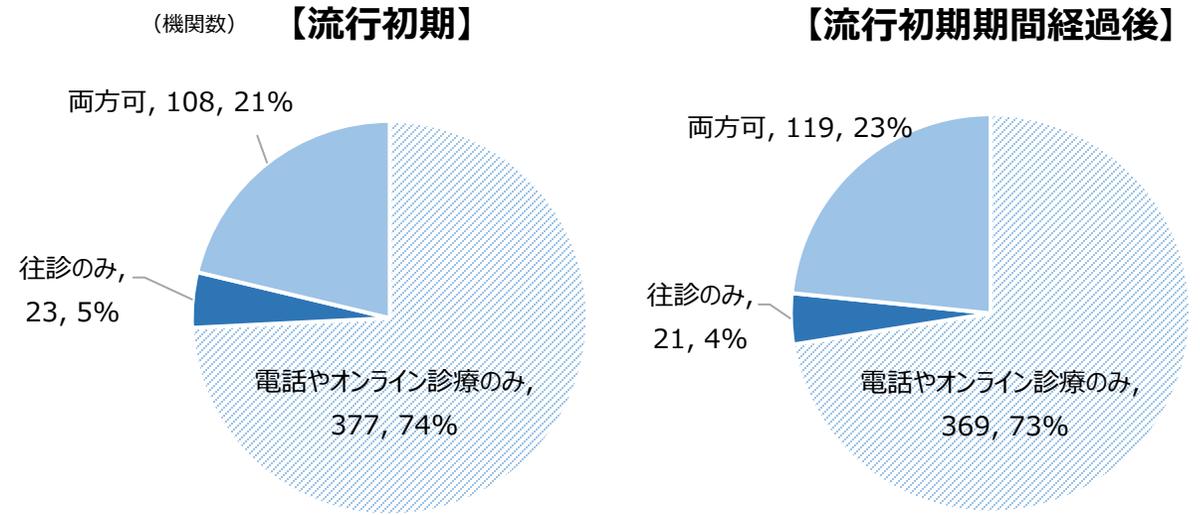
(3) - 2 宿泊療養者への医療の提供

◆ 流行初期では508機関、流行初期期間経過後では509機関が宿泊療養者への医療提供が可能。9割以上は診療所。

● 宿泊療養者への医療の提供可能医療機関数（医療施設の類型別）



● 宿泊療養者への医療の提供可能医療機関数（対応内容別）



※上記病院のうち、流行初期期間で5病院、流行初期期間経過後で6病院が診療型宿泊療養施設においても医療提供可能と回答

- ◆ 流行初期では334事業所、流行初期期間経過後では360事業所が宿泊療養者への訪問看護が可能。
- ◆ 流行初期では2,670薬局、流行初期期間経過後では2,710薬局が宿泊療養者への服薬指導が可能。

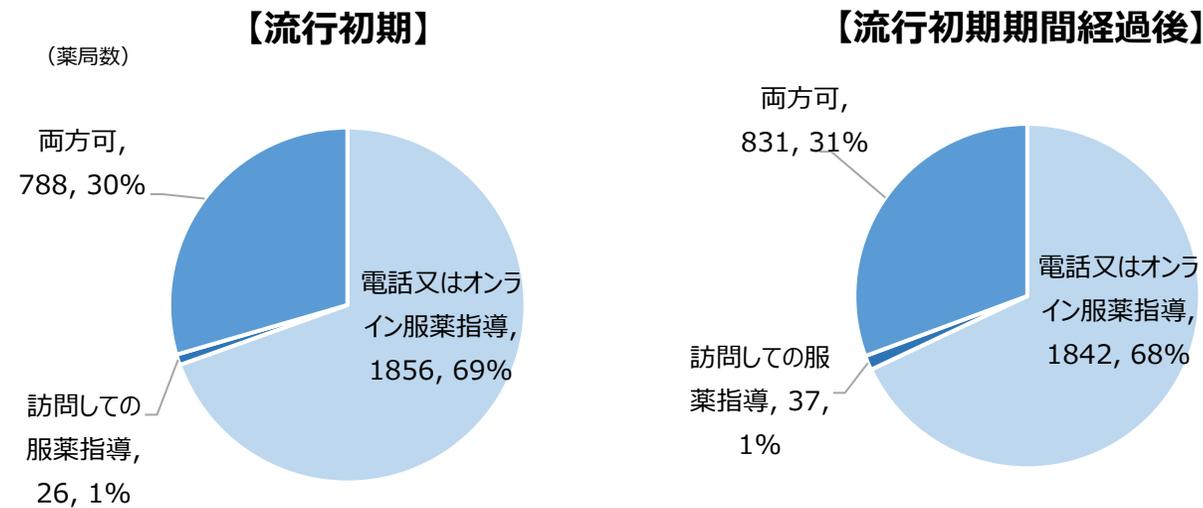
● 宿泊療養者への訪問看護可能事業所数

流行初期	流行初期期間経過後
334事業所	360事業所

● 宿泊療養者への服薬指導の可能薬局数

流行初期	流行初期期間経過後
2,670薬局	2,710薬局

● 宿泊療養者への服薬指導の可能薬局数（対応内容別）



(3) - 3 高齢者施設等への医療の提供

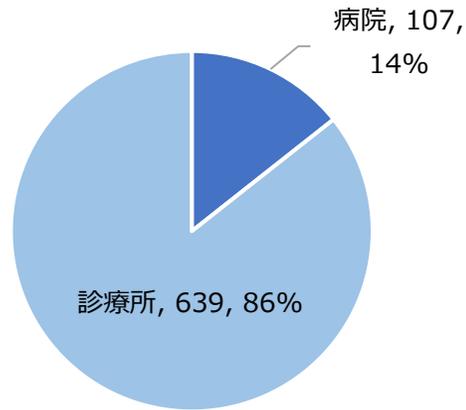
障がい者施設への医療提供については、医療機関等と協議中

◆ 流行初期では746機関、流行初期期間経過後では730機関が高齢者施設等療養者への医療提供が可能。診療所が9割弱。協力医療機関となっている施設以外へ対応可能と回答した機関数は、6割弱。

● 高齢者施設等への医療の提供可能医療機関数（医療施設の類型別）

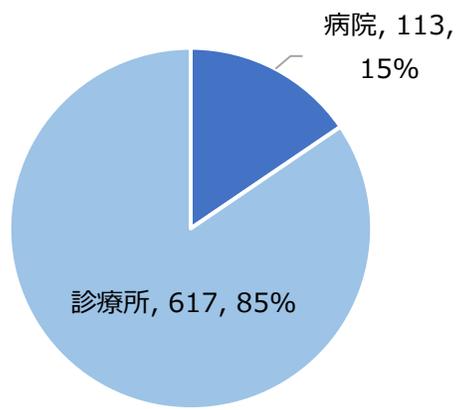
（機関数）

【流行初期】



計746機関

【流行初期期間経過後】

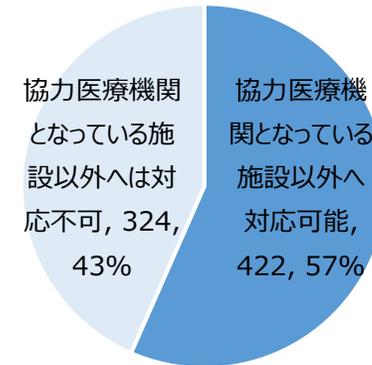


計730機関

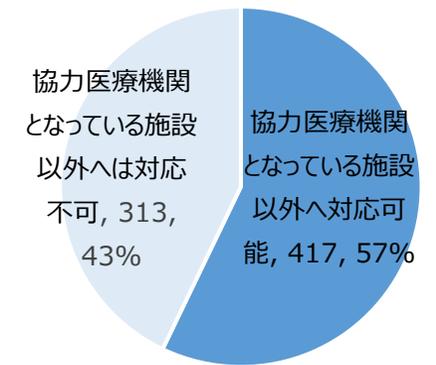
● 高齢者施設等への医療の提供可能医療機関数（協力医療機関となっている施設以外への対応可否）

（機関数）

【流行初期】



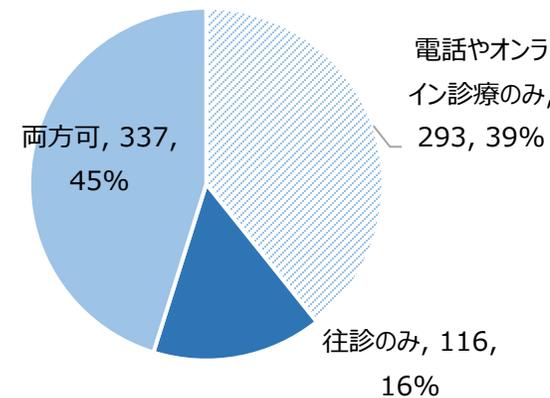
【流行初期期間経過後】



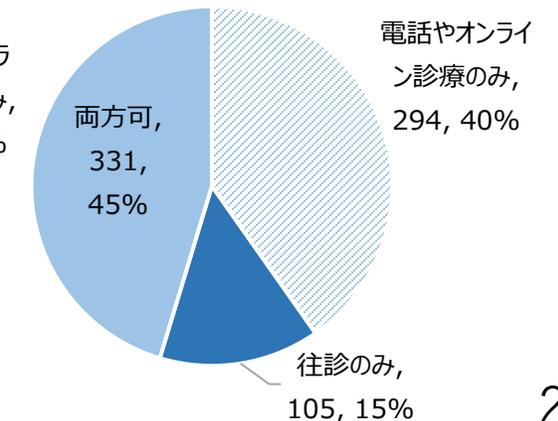
● 高齢者施設等への医療の提供可能医療機関数（対応内容別）

（機関数）

【流行初期】



【流行初期期間経過後】



- ◆ 流行初期では549事業所、流行初期期間経過後では604事業所が高齢者施設等への訪問看護が可能。
- ◆ 流行初期では2,741薬局、流行初期期間経過後では2,770薬局が高齢者施設等への服薬指導が可能。

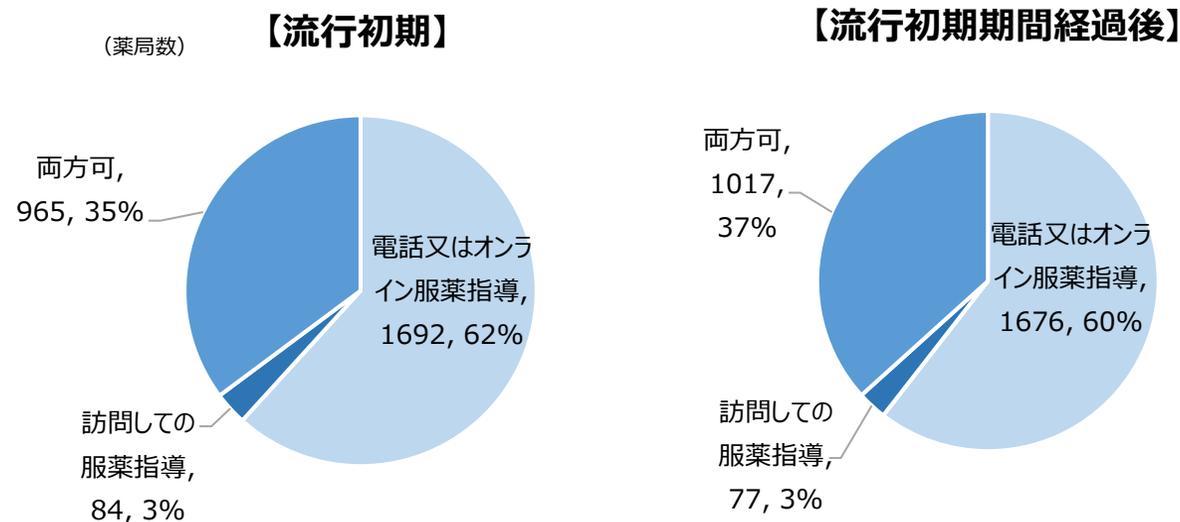
● 高齢者施設等への訪問看護可能事業所数

流行初期	流行初期期間経過後
549事業所	604事業所

● 高齢者施設等への服薬指導の可能薬局数

流行初期	流行初期期間経過後
2,741薬局	2,770薬局

● 高齢者施設等への服薬指導の可能薬局数（対応内容別）



(4) 後方支援

後方支援医療機関数（令和5年10月25日時点）

- ◆ 感染症の対応を行う医療機関に代わり、感染症患者以外の患者の受入が可能と回答があった医療機関数は、流行初期では241機関、流行初期期間経過後では252医療機関。
- ◆ 感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入可能医療機関数は、流行初期では284機関、流行初期期間経過後では317機関。

① 感染症患者以外の患者の受入可能医療機関数

流行初期	流行初期期間経過後
241機関 (うち、病床確保を行わない 医療機関は194機関)	252機関 (うち、病床確保を行わない 医療機関は148機関)

② 感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入可能医療機関数

流行初期	流行初期期間経過後
284機関 (うち、病床確保を行わない 医療機関は212機関)	317機関 (うち、病床確保を行わない 医療機関は170機関)

(5) 人材派遣

- ◆ 人材派遣が可能と回答した医療機関数は、流行初期で49機関（うち府外への派遣にも協力する医療機関数：24機関）、流行初期期間経過後で51機関（うち府外への派遣にも協力する医療機関数：23機関）。

	対応見込数 【流行初期】 (発表公表後3か月程度)	対応見込数 【流行初期期間経過後】 (発表公表後4か月程度 から6か月程度以内)
1 医師		
1-1 感染症医療担当従事者	180名 (33機関)	186名 (34機関)
1-1のうち、府外への派遣可	142名 (20機関)	142名 (20機関)
1-2 感染症予防等業務関係者	151名 (29機関)	155名 (33機関)
1-2のうち、府外への派遣可	112名 (14機関)	112名 (14機関)
2 看護師		
2-1 感染症医療担当従事者	312名 (39機関)	319名 (39機関)
2-1のうち、府外への派遣可	226名 (23機関)	225名 (22機関)
2-2 感染症予防等業務関係者	268名 (38機関)	270名 (40機関)
2-2のうち、府外への派遣可	182名 (17機関)	182名 (17機関)
3 その他		
3-1 感染症医療担当従事者	178名 (30機関)	184名 (30機関)
3-1のうち、府外への派遣可	137名 (19機関)	137名 (19機関)
3-2 感染症予防等業務関係者	147名 (27機関)	150名 (30機関)
3-2のうち、府外への派遣可	109名 (15機関)	109名 (15機関)
※人材派遣協定締結医療機関数 計 (重複を除く)	49機関	51機関

【参考】新型コロナ実績（R4.12時点）

- ・協力医療機関数：30機関
(うち県外への派遣にも協力する医療機関数：6機関)
- ・派遣可能な医師数：140人
(うち県外への派遣も可能な医師数：0人)
- ・派遣可能な看護師数：130人
(うち県外への派遣も可能な看護師数：9人)

※上記のうち、県外への派遣に協力可能な6機関、県外への派遣が可能な看護師数9人以外の人員は、「大阪コロナ重症センター」の運営のために確保した人員（協力医療機関数は一部重複あり）

(6) 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄（令和5年10月25日時点）

- ◆ 5物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）全てを用量2か月以上備蓄すると回答した医療機関は、協定締結の意向回答のあった医療機関数3,488機関のうち958機関で3割弱（国の目標値は8割以上とされている）。
- ◆ 各物資について備蓄を行う旨回答した医療機関（備蓄量は、各医療機関で必要量を見積もり）は、病院では各物資8割以上、診療所では8割前後、訪問看護事業所で6割～7割弱。

● 5物資全てについて2か月以上の備蓄を回答した医療機関数

	5物資2か月以上の備蓄を回答した医療機関数		
病院	200機関	／	456機関 (43.9%)
診療所	643機関	／	2,214機関 (29.0%)
訪問看護事業所	115機関	／	818機関 (14.1%)
計	958機関	／	3,488機関 (27.5%)

※分母の機関数は、協定締結の意向回答のあった医療機関数

● 5物資それぞれについて備蓄を行う旨回答した医療機関数（協定締結の意向回答のあった医療機関数に占める割合）

	サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
病院	374機関 (82.0%)	372機関 (81.6%)	370機関 (81.1%)	365機関 (80.0%)	371機関 (81.4%)
診療所	1,890機関 (85.4%)	1,713機関 (77.4%)	1,805機関 (81.5%)	1,731機関 (78.2%)	1,883機関 (85.0%)
訪問看護事業所	556機関 (68.0%)	513機関 (62.7%)	548機関 (67.0%)	510機関 (62.3%)	554機関 (67.7%)

2 検査措置協定

- ◆ 医療機関や民間検査機関等との検査措置協定等により、発熱外来における対応可能患者数（流行初期20,690人、流行初期期間経過後26,720人（10月25日時点））に対応可能な検査体制を確保できる見込み。

● 検査の実施能力

	流行初期（発生等の公表後3か月程度） のうち1か月以内	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から6か月程度以内）
検査の実施能力	25,496件/日	66,091件/日
地方衛生研究所	808件/日	758件/日
保健所等	530件/日	530件/日
医療機関（注1）	13,108件/日	16,723件/日
民間検査機関等（注2）	11,050件/日	48,080件/日

（注1）流行初期で1,299機関、流行初期期間経過後で1,357機関

（注2）10事業者と協議中

協議の結果、全国から受託することから、各都道府県との数値入り協定を締結することができず、定性的な協定を締結することとなった民間検査機関においては、当該機関が保有する検査実施能力（全国から受託可能な検査実施能力）を計上

（参考）第二種協定指定医療機関（発熱外来）における1日の対応可能人数は、流行初期期間が20,690人、流行初期期間経過後が26,720人（10月25日時点）

3 宿泊施設確保措置協定

民間宿泊業者調査（事前調査）や個別協議の状況

- ◆ 民間宿泊業者に対し、新型コロナの対応を念頭に、改正感染症法に基づく協定締結の意向（事前）調査を実施（R5.8.1～8.15）。その後、個別に協議を実施。今後も協議を継続し、3月末までに宿泊施設確保措置協定を締結予定。
- ◆ 民間宿泊業者との宿泊施設確保措置協定により、国のガイドラインで示されている目標居室数※1を確保できる見込み。

民間宿泊業者調査（事前調査）や個別協議の状況（令和5年10月25日時点）

単位：室

	流行初期期間（発生等の公表後3か月程度） のうち1か月以内	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から6か月程度以内）
確保居室数	13,625	17,087
大阪市内	11,759	13,017
大阪市外	466	466
具体的な施設（所在地）未確定※2	1,400	3,604

- （※1）流行初期期間のうち1か月以内については令和2年5月頃の確保居室数（府実績：1,504室）、流行初期期間経過後については新型コロナ対応時の最大確保居室数（令和4年3月頃の確保居室数（府実績：11,477室））。
- （※2）国のガイドラインにおいて、複数の宿泊施設を有しており、具体的な施設を特定しない方が多くの居室数の確保が見込める場合は、具体的に施設を示さないこととしても差し支えないとされている。

◆ 国における数値目標の考えに基づき、府感染症予防計画には、協定により担保する数値目標を設定する。

	実施機関	【流行初期（初動対応）】厚生労働大臣の公表後1週間（1か月）以内		【流行初期以降】厚生労働大臣の公表後遅くとも6か月以内		
		目標	当該目標の裏付け	目標	当該目標の裏づけ	
1 医療提供体制	病床確保	医療機関	公表後1週間以内に 新型コロナ発生約1年後（R2.12）の 入院患者の規模に対応できる体制をめざす	数値入りの協定	新型コロナ対応で確保した最大値の体制をめざす	数値入りの協定
	発熱外来		公表後1週間以内に 新型コロナ発生約1年後（R2.12）の 外来患者の規模に対応できる体制をめざす	数値入りの協定	新型コロナ対応で確保した最大値の体制をめざす	数値入りの協定
	自宅療養者等への医療の提供	医療機関、 薬局、訪問 看護事業所	—	数値入りの協定を前提 （対応可能な場合）	新型コロナ対応で確保した最大値の体制をめざす	数値入りの協定を前提
	後方支援（※1）	医療機関	—			
	人材派遣	—	—			
2 検査体制	地方衛生研究所等	医療機関 民間検査機関等	公表後1か月以内に 協定締結医療機関（発熱外来）における、 1日の対応可能人数以上に対応する 体制をめざす ※保健所設置市分（地衛研等）も含めた 数値目標を設定	公的機関のため 協定外の対応	協定締結医療機関（発熱外来）数に、新型コ ロナ対応のピーク時における1医療機関の1日あた りの平均検体採取人数を乗じた人数に対応する 体制をめざす ※保健所設置市分（地衛研等）も含めた 数値目標を設定	公的機関のため 協定外の対応
				数値入りの協定		可能な限り数値入りの協 定を締結しつつ、定性的 （※2）な内容の協定 も可能
				数値入りの協定		
3 宿泊療養体制	宿泊施設	公表後1か月以内に 令和2年5月頃の確保居室数をめざす	数値入りの協定	新型コロナ対応の最大確保居室数 （令和4年3月頃）をめざす		
4 物資の確保	流行初期、流行初期以降を通じて、協定締結医療機関のうち、8割以上の施設が当該施設の使用量2か月分以上に当たるPPEを備蓄することを目標とする。					

※1 後方支援の協定締結医療機関は、通常医療確保のため、①特に流行初期の感染症患者以外の患者の受入や、②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行う。

※2 地域の実情に応じ、数値を明記せずに感染症危機発生時に詳細な要件を確定する協定を想定。数値目標を協定に含めることができない場合、設定した目標と差分が生じることとなるが、感染症危機が実際に発生した際に、その差分を迅速に解消できるよう、平時からの様々な準備を行う。